

『知的財産権侵害刑事事件処理の法律適用の若干の問題に関する解釈（意見募集稿）』の要旨に関する解説 ——商標刑事事件の関連内容に重点をおいて——

背景

2021年以来、中国知的財産権の全体的な環境は「2008戦略」（『国家知的財産権戦略綱要』）から「2021戦略」（『知的財産権強国建設綱要』）への転換を開始しており、知的財産権保護の強化は中国のこれからの15年の全体的な傾向であると考えられます。ここ数年の民事訴訟と刑事訴訟分野の変化は何れもこの傾向を反映しています。

民事においては主に、侵害事件の賠償額が向上すると共に、懲罰的損害賠償が導入されています。ここ数年、最高人民法院乃至各地の高級人民法院は懲罰的損害賠償の適用ルールを次々と公布し、各地の各審級の人民法院による高額賠償判例が益々多くなっています。

刑事においても、懲罰力が強化されています。刑法修正案（十一）発効前に、中国の原刑法では、7種類の知的財産権侵害刑事事件（商標権侵害事件、著作権侵害事件、営業秘密侵害事件及び専利詐称事件を含む）について規定された刑罰は2級に分けられ、基礎刑罰は殆ど「3年以下の有期徒刑（或いは比較的軽い拘役刑や管制刑）に処して罰金を併科するか、又は罰金を単科する」というものであり、情状が重大である場合は、3~7年の有期徒刑に処し、つまり最高刑は7年の有期徒刑でした。

2021年3月1日発効の刑法修正案（十一）では、専利詐称罪以外の各種類の知的財産権犯罪の刑罰が全て重くなっています。第一に、基礎刑罰が向上し、専利詐称罪以外の各種類の知的財産権侵害犯罪については、何れも比較的軽い「拘役刑」や「管制刑」が削除され、基礎刑罰は全て「有期徒刑に処して罰金を併科するか、又は罰金を単科する」というものになりました。第二に、最高刑が向上し、大多数の知的財産権侵害犯罪については、元の最高刑である懲役7年から懲役10年に増えました。また、登録商標詐称罪の規定において、「役務商標」詐称という犯罪に関する規定が追加されました。

今回の司法解釈の意見募集稿は、2021年刑法修正案（十一）の知的財産権刑事事件に関する条文の適用条件を詳しく説明するものです。

全体的な内容

意見募集稿は31条文であり、商標権侵害、著作権侵害、営業秘密侵害及び専利詐称を含む各種類の知的財産権犯罪について規定されています。条文の内容は非常に細かいものですが、大体以下の2種類に分けられます。

第1類は各種類の犯罪の基礎刑罰と加重刑罰の判定基準を明確にするものです。例えば、1件の商標を詐称する商品の違法所得額^[1]が3万人民元（約58万円）に到達すれば、刑罰を科し、3年以下の有期徒刑に処して罰金を併科するか、又は罰金を単科することになります。商品の違法所得額が30万人民元（約580万円）以上に到達すれば、「重大」を構成し、3~10年の有期徒刑+罰金に処することになります（意見募集稿第一条）。

第2類は各種類の犯罪の構成要件における一部の概念やルールを明確にするものです。例えば、「同一種類の商品」や「同一種類の役務」（意見募集稿第二条）、「同一商標」（意見募集稿第三条）、「著作権者の許諾を得ずに」（意見募集稿第十一条、第十二条）、「コンピュータシステムを通じて営業秘密を窃盗する」（意見募集稿第十五条）、「罰金のルール」（意見募集稿第二十三条）などが挙げられます。

^[1]違法所得額とは、行為者が侵害行為により得られた全ての違法収入から、原材料、販売された商品や提供されたサービスに使用されている商品の購入代金などの、経営活動に直接に用いられた必要な支出を引いた額のことを言います。会員費、サービス料または広告費などを収集する方式で利益を求める場合、収集する費用は、「違法所得」と認定されるべきです。

商標刑事事件の関連内容の要旨のまとめ

一、基礎刑罰基準の解説

1. 登録商標詐称罪:

登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にて1種類の登録商標を詐称し、違法所得額が3万元（約58万円）に到達した場合、或いは不法経営額²⁾が5万元（約96万円）に到達した場合は、犯罪となり、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科します。

同一種類の役務にて1件の登録商標を詐称すれば、違法所得額が10万元（約190万円）に到達した場合は、犯罪となり、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科します。

2. 登録商標詐称商品販売罪:

登録商標を詐称した商品であることを知りながら販売すれば、違法所得額が3万元（約58万円）に到達した場合、販売額³⁾が5万元（約96万円）に到達した場合は、犯罪となり、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科します。

3. 登録商標標識を不法製造するか又は不法製造された登録商標標識を販売する罪:

登録商標標識を偽造若しくは無断で製造するか、または偽造若しくは無断で製造された登録商標標識を販売すれば、標識の数が2万件に到達した場合、或いは違法所得額が3万元（約58万円）に到達した場合、或いは不法経営額が5万元（約96万円）に到達した場合は、犯罪となり、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科します。

二、特別な状況における基礎刑罰基準の解説

関連事件に特別な事情がある場合、例えば行為者が2年以内に関連違法行為を実施したため行政罰を受けたことがあるか、行為者が2種類以上の登録商標を詐称したなどの場合に、基礎刑罰の基準はさらに下がります。具体的には、以下の通りです。

1. 登録商標詐称罪:

2種類以上の登録商標を詐称した場合、或いは行為者が2年以内に関連違法行為⁴⁾を実施したため行政罰を受けたことがある場合、また商品において登録商標を詐称すれば、基礎刑罰の基準は、違法所得額が2万元（約39万円）まで、不法経営額が3万元（約58万円）まで下がりますが、役務において登録商標を詐称すれば、基礎刑罰の基準である違法所得額は5万元（約96万円）まで下がります。

2. 登録商標詐称商品販売罪:

行為者が2年以内に関連違法行為を実施したため行政罰を受けたことがある場合、登録商標を詐称した商品であることを知りながら販売すれば、基礎刑罰の基準は、違法所得額が2万元（約39万円）まで、販売額が3万元（約58万円）まで下がります。

3. 登録商標標識を不法製造するか又は不法製造された登録商標標識を販売する罪:

行為者が2年以内に関連違法行為を実施したため行政罰を受けたことがある場合、登録商標標識を偽造若しくは無断で製造するか、または偽造若しくは無断で製造された登録商標標識を販売すれば、基礎刑罰の基準は、標識の数が1万件まで、違法所得額が2万元（約39万円）まで、不法経営額が3万元（約58万円）まで下がります。

三、加重刑罰基準の解説

前記3種類の刑事事件（登録商標詐称罪、登録商標詐称商品販売罪、登録商標標識を不法製造するか又は不法製造された登録商標標識を販売する罪）の加重刑罰の基準はほぼ同じものであり、何れも「違法所得額、不法経営額、販売額、標識の数」が前記基準の10倍以上に到達した場合、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科します。

²⁾不法経営額とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程において、製造、貯蔵、輸送、販売する侵害製品の価値のことを言います。

³⁾販売額とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程において、侵害製品を販売した後に得た、及び得るべきであった全ての違法収入のことを言います。

⁴⁾具体的には、刑法第213条乃至第215条に規定の行為です。後文は同じ。

商標刑事事件量刑基準の整理

連商標刑事事件量刑基準をさらに理解、適用しやすくするために、表の形で以下のように整理します。

登録商標詐称罪の刑罰基準

類型（商品/ 役務）	詐称した登録 商標の種類 の数	2年以内に関連行政 罰を受けたことがあ るか	違法所得額	不法経営額	対応する刑罰
商品	1種類	ある	2~20万元	/	3年以下の有期懲役に処して罰金を併科するか、又は罰金を単科する
商品	1種類	ない	3~30万元	/	
商品	1種類	ある	/	3~30万元	
商品	1種類	ない	/	5~50万元	
商品	2種類以上	/	2~20万元	/	
商品	2種類以上	/	/	3~30万元	
商品	1種類	ある	20万元以上	/	3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する
商品	1種類	ない	30万元以上	/	
商品	1種類	ある	/	30万元以上	
商品	1種類	ない	/	50万元以上	
商品	2種類以上	/	20万元以上	/	
商品	2種類以上	/	/	30万元以上	
役務	1種類	ある	5~50万元	/	3年以下の有期懲役に処して罰金を併科するか、又は罰金を単科する
役務	1種類	ない	10~100万元	/	
役務	2種類以上	/	5~50万元	/	
役務	1種類	ある	50万元以上	/	3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する
役務	1種類	ない	100万元以上	/	
役務	2種類以上	/	50万元以上	/	

登録商標詐称商品販売罪の刑罰基準

類型（商品/ 役務）	詐称した登録 商標の種類 の数	2年以内に関連行政 罰を受けたことがあ るか	違法所得額	不法経営額	対応する刑罰
商品	/	ある	2~20万元	/	3年以下の有 期懲役に処し て罰金を併科 するか、又は 罰金を単科す る 3年以上10年 以下の有期 懲役に処し、 罰金を併科す る
商品	/	ない	3~30万元	/	
商品	/	ある	/	3~30万元	
商品	/	ない	/	5~50万元	
商品	/	ある	20万元以上	/	
商品	/	ない	30万元以上	/	
商品	/	ある	/	30万元以上	
商品	/	ない	/	50万元以上	

登録商標標識を不法製造するか又は不法製造された登録商標標識を販売する罪の刑罰基準

類型（商品/ 役務）	詐称した登録商 標の種類の数	2年以内に関連行 政罰を受けたこと があるか	違法所得額	不法経営額	対応する刑罰
/	ある	1~10万件	/	/	3年以下の有 期懲役に処し て罰金を併科 するか、又は 罰金を単科す る
/	ない	2~20万件	/	/	
/	ある	/	2~20万元	/	
/	ない	/	3~30万元	/	
/	ある	/	/	3~30万元	
/	ない	/	/	5~50万元	
/	ある	10万件以上	/	/	3年以上10年 以下の有期 懲役に処し、 罰金を併科す る
/	ない	20万件以上	/	/	
/	ある	/	20万元以上	/	
/	ない	/	30万元以上	/	
/	ある	/	/	30万元以上	
/	ない	/	/	50万元以上	